

# 千葉県アレルギー疾患対策推進計画 取組の方向性 進捗状況管理表

※下線部は(拠点病院事業)

施策番号	節	具体的施策	項目	担当課	取組の方向性	R1年度の取組結果	R2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標の項目
1-1	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	1アレルギー疾患を有する者。家族に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供		疾病対策課 健康づくり支援課 児童家庭課	① アレルギー疾患を有する者やその家族の悩みや不安に対応するため、「千葉県アレルギー相談センター」において、専門の医師や看護師等が、アレルギー全般に対応し、適切に自己管理を行い、適切な治療が受けられるよう助言等を行っていきます。 【疾病対策課】 ② アレルギー疾患を有する者を含めた県民が、アレルギー疾患を有する者への正しい理解のための適切な情報にいつでも容易にアクセスできるよう、県ホームページ内「アレルギー相談センター」の専用サイトにおいて、各アレルギー疾患の説明、治療及び対処方法の説明等を紹介していきます。また、アレルギー疾患を有する者の自己管理の向上に資する、各種の学会等の学術団体の公式ホームページや、公的機関のホームページなどを紹介していきます。【疾病対策課】 ③ アレルギー疾患の重症化の予防には、平時からの自己管理が重要であるため、研修会の開催をとおして、アレルギー疾患を有する者やその家族、地域住民に対するアレルギー疾患に関する適切な情報の提供に取り組んでいきます。【疾病対策課・健康づくり支援課】 ④ 市町村保健センター等で実施する乳幼児健診等母子保健事業において、乳幼児の保護者に対する適切な保健指導や医療機関への受診勧奨等、適切な情報提供が実施されるよう、研修会等での情報提供に努め、市町村を支援します。【児童家庭課】	① 「千葉県アレルギー相談センター」における専門の医師及び看護師等による相談の継続。(R元年度相談件数:277件 前年度:256件) ② 引き続き、県ホームページ内「アレルギー相談センター」の専用サイトにおいて、各アレルギー疾患について掲載。 ③ 6月には災害に関する記載の一部について時点修正を実施。 ④ 拠点病院事業(委託)として千葉県と市原市で市民公開講座の実施。 ⑤ 患者及び地域関係者対象に、地域のニーズに応じて病態栄養教室を開催し食物アレルギーに関する情報提供を行った。 ⑥ 食物アレルギー予防に関する支援の充実が改定ポイントでもある「授乳・離乳の支援ガイド」に関する研修会を実施。 その他 拠点病院事業としてピアサポートによる電話相談を実施。	① 「千葉県アレルギー相談センター」における専門の医師及び看護師等による相談の継続。(R2年度相談件数:227件 前年度:277件) ② 引き続き、県ホームページ内「アレルギー相談センター」の専用サイトにおいて、各アレルギー疾患について掲載。 ③ 拠点病院事業(委託)として市民公開講座を開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の流行により、アレルギーセンターの5診療科の最近の話題を記事にして、ホームページに掲載した。 ④ 患者及び地域関係者対象に、地域のニーズに応じて病態栄養教室を開催し食物アレルギーに関する情報提供を行った。 ⑤ 乳幼児の保護者向けに関係団体が発行する冊子を市町村の要望に基づき配布し、情報提供を図った。 その他 拠点病院事業としてピアサポートによる電話相談を実施。	① 引き続き「千葉県アレルギー相談センター」における専門の医師及び看護師等による相談を実施。(今年度9月末時点相談件数:126件 前年度同期:117件) ② 引き続き、県ホームページ内「アレルギー相談センター」の専用サイトにおいて、各アレルギー疾患について掲載。 ③ 拠点病院事業(委託)として市民公開講座をWEBにて開催予定。 ④ 食物アレルギーをテーマとした研修会を、地域のニーズに応じて開催予定。 ⑤ 引き続き、市町村の母子保健事業を介して、保護者への適正な知識の普及と啓発を推進する。 その他 引き続き、拠点病院事業としてピアサポートによる電話相談を実施。	○千葉県アレルギー相談センターホームページのアクセス件数 ○アレルギー疾患を有する者やその家族等を対象とする研修会参加者の理解度
1-2-(1)	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	2生活環境の改善	(1)大気汚染の防止	大気保全課	安心して暮らすことができる健やかな環境を守るため、良好な大気を保全し、化学物質による汚染を防止するため、工場・事業場等に対する汚染物質の排出削減指導、自動車排出ガス対策の推進、大気環境等の監視、大気環境にやさしいライフスタイルへ向けた啓発等の推進に努めます。【大気保全課】	工場・事業場に立入検査を実施した。 自動車排出ガス対策として、事業者への立入検査や路上において指導を実施した。 県民向けに化学物質に関するセミナーを開催予定であったが、コロナの影響で中止した。	工場・事業場に立入検査を実施した。 自動車排出ガス対策として、事業者への立入検査や路上において指導を実施した。 県民向けに化学物質に関するセミナーをWEBにより開催した。	引き続き、工場・事業場に立入検査を実施。 引き続き、自動車排出ガス対策として、事業者への立入検査や路上において指導を実施。 県民向けに化学物質に関するセミナーをWEBにより開催予定。	
1-2-(2)	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	2生活環境の改善	(2)森林の適切な整備	森林課	花粉飛散の軽減に資するため、スギ・ヒノキ等の花粉飛散を抑制するための技術開発に取り組むとともに、花粉対策品種への植替え等の森林整備を行っていきます。【森林課】	他県の無花粉スギと本県の優良品種との交配試験により、本県の風土に適した無花粉スギの母樹2個体を選抜した。 全国で初めて無花粉の遺伝子をもったヒノキ(2品種)を発見した。 花粉の飛散が少ないスギの苗の植栽に対し助成を実施。(R1年度実施面積:10.3ha)	令和元年度に選抜した本県産の無花粉スギ、ヒノキの苗木生産に向けて、母樹の増殖等の検討を進めた。 花粉の飛散が少ないスギの苗の植栽に対し助成を実施。(R2年度実施面積:8.9ha)	引き続き、無花粉スギ、ヒノキの苗木生産に向けた取組み及び花粉対策品種への植替え等の森林整備を行う。	
1-2-(3)	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	2生活環境の改善	(3)受動喫煙の防止	健康づくり支援課	受動喫煙の健康被害について県民へ啓発を行うとともに、改正された健康増進法に基づき望まない受動喫煙を防止するため、多数の者が利用する施設の原則屋内禁煙の徹底を図ります。また、県民や事業者を対象とした説明会の開催やリーフレットの配布などにより法の周知とその対応を図ります。なお、禁煙治療を行っている医療機関の 情報を積極的に発信する等、喫煙者の禁煙を支援します。【健康づくり支援課】	「禁煙週間」街頭キャンペーン及び夏・冬の受動喫煙防止キャンペーンの実施(啓発物の配布) 改正健康増進法の全面施行に向けた啓発チラシ作成。 受動喫煙対策に関する説明会の開催(8回/年) 禁煙治療を行っている医療機関の情報のホームページ掲載。	「禁煙週間」キャンペーン及び冬の受動喫煙防止キャンペーンの実施(啓発物の配布) 関係団体からの要望に応じて説明会を実施。 飲食店に対して改正健康増進法に基づく対策について通知。 禁煙治療を行っている医療機関の情報のホームページ掲載。	引き続き、各種キャンペーンの実施やリーフレット等の活用により、受動喫煙防止について啓発を実施する。 引き続き、禁煙治療を行っている医療機関の情報をホームページに掲載する。	○受動喫煙の機会を有する者の割合の減少
1-2-(4)	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	2生活環境の改善	(4)アレルギー物質を含む食品に関する表示の充実	衛生指導課	県内で製造・流通する食品等について、アレルギー物質の検査を含む食品検査の充実を図るとともに、食品を製造・販売する施設への監視を実施し、アレルギー物質に関する適正な表示を指導します。 また、県民や食品関連事業者等からの相談にはワンストップサービスでわかりやすく説明し、食品関連事業者への研修会やパンフレットなどによる広報活動を行うことにより、適正な食品表示について普及・啓発を図ります。【衛生指導課】	食品中に含まれるアレルギー物質の検査を実施。 食品を製造・販売する施設への監視を実施し、アレルギー物質に関する適正な表示について指導を実施。 安全農業推進課・健康づくり支援課と連携の上、全県下の食品関連事業者を対象に研修会を実施する(年2回)ほか、各健康福祉センター等において、研修会等を通じた支援、普及・啓発活動を実施。	食品中に含まれるアレルギー物質の検査を実施。 食品を製造・販売する施設への監視を実施し、アレルギー物質に関する適正な表示について指導を実施。 安全農業推進課及び健康づくり支援課と連携し、表示に係る資料を作成、県HPに掲載したほか、各保健所においては、研修会等を通じた食品関連事業者への支援、普及・啓発活動を実施	引き続き、県内で製造・流通する食品等について、アレルギー物質の検査を実施するとともに、食品を製造・販売する施設への監視を実施し、アレルギー物質に関する適正な表示を指導します。 また、安全農業推進課・健康づくり支援課と連携の上、食品関連事業者への研修会等を通じた支援、普及・啓発活動を実施します。	
1-2-(5)	第1節 アレルギー疾患に関する知識の普及、アレルギー疾患の発症・重症化予防	2生活環境の改善	(5)室内環境におけるアレルギー対策	疾病対策課 衛生指導課	アレルギー疾患に配慮した居住環境及び生活の仕方といった生活環境がアレルギー疾患に与える影響等に係る最新の知見に基づいた正しい情報を提供するため、独立行政法人環境再生保全機構が発行するパンフレットやウェブサイト等を通じ、情報提供の充実を図ります。【疾病対策課・衛生指導課】	「千葉県アレルギー相談センター」における専門の医師及び看護師等による相談等において、個別に日常生活における工夫点等について助言を実施	「千葉県アレルギー相談センター」における専門の医師及び看護師等による相談等において、個別に日常生活における工夫点等について助言を実施。	引き続き、「千葉県アレルギー相談センター」において、専門の医師及び看護師等による電話相談を実施。	
2-1-(1)	第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保	1医療機関の整備等	(1)アレルギー疾患医療拠点病院の整備	疾病対策課 学事課 児童家庭課 子育て支援課 障害福祉事業課 学校安全保健課	① 診断が困難な症例や標準的治療では病態が安定化しない重症及び難治性アレルギー疾患患者に対し、関係する複数の診療科が連携して、診断、治療、管理を行う「千葉県アレルギー疾患医療拠点病院」(以下「拠点病院」という。)を整備します。 【疾病対策課】 ② 拠点病院が行う患者等への情報提供、医療従事者の人材育成等の実施にあたり、県は拠点病院と連携して推進していきます。【疾病対策課・学事課・児童家庭課・子育て支援課・障害福祉事業課・学校安全保健課】	① 平成30年3月に拠点病院を選定 ② 拠点病院事業(委託)として人材育成事業(研修会)を開催 相談・保健指導従事者対象:4回 幼稚園・保育園・学校等施設対象:4回 実施に際しては、会場の選定、借用調整、通知文の発出、研修会当日の運営を共同で実施。 ② 教育庁主催の養護教諭対象の研修に、拠点病院から講師としてPAE等を派遣いただき、緊急時対応に関する研修を実施。	① 拠点病院設置(1か所)を継続。 ② 拠点病院事業(委託)として人材育成事業(研修会)を開催 新型コロナウイルス感染症の感染拡大を考慮して、オンライン開催とした。周知にあたっては、関係各課の協力を得た。 ③ 新型コロナウイルス感染症が流行したため、予定していた教育庁主催の養護教諭対象の研修は実施できなかった。令和2年度に研修を受ける予定だった養護教諭は令和3年度の研修を受けられるよう計画した。	① 拠点病院設置(1か所)を継続する。 ② 引き続き、拠点病院事業(委託)として人材育成事業(研修会)をWEB配信方式にて開催する。 なお、通知文の発出の発出等は、関係各課で協力して行う。 ② 引き続き、教育庁主催の養護教諭対象の研修に、拠点病院から講師を派遣いただき、緊急時対応に関する研修を実施する。	「アレルギー疾患医療拠点病院」の整備
2-1-(2)	第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保	1医療機関の整備等	(2)アレルギー疾患診療連携体制の整備	疾病対策課	① かかりつけ医を中心とした適切なアレルギー疾患医療提供体制の推進 アレルギー疾患に罹患する患者数に鑑み、アレルギー疾患を有する者が居住する地域に関わらず、診療所や一般病院における身近なかかりつけ医のもとで、診療・管理ガイドラインに基づく適切なアレルギー疾患医療を受けられるよう、かかりつけ医を中心とした医療提供体制の整備を推進していきます。【疾病対策課】 ② かかりつけ医、地域の専門医療機関、拠点病院の診療連携体制の整備 定期的に専門医による病態の評価が必要な患者や、診療所や一般病院での標準的な治療では病態が安定化しない重症及び難治性の患者等に対する、かかりつけ医、地域の専門医療機関、拠点病院の間での診療連携体制の構築を推進していきます。【疾病対策課】	① アレルギー疾患医療連絡協議会の開催(2回/年)し、アレルギー疾患地域基幹病院の選定に係る協議の実施。 ② 令和元年11月に県下19病院をアレルギー疾患地域基幹病院に選定。 ② 拠点病院事業(委託)として、アレルギー疾患医療体制支援ネットワーク会議を開催。地域基幹病院職員に対して拠点病院事業をはじめとした、県の施策への協力を求めた。	① アレルギー疾患医療連絡協議会を書面開催(1回/年)した。 ② アレルギー疾患地域基幹病院の追加の選定に係る協議の実施。令和3年2月時点で、アレルギー疾患地域基幹病院は県下2の病院となった。 ② 拠点病院事業(委託)として、アレルギー疾患医療体制支援ネットワーク会議等を通して、引き続き、診療連携体制の構築を図る。	① 県が拠点病院と連携して、アレルギー疾患医療連絡協議会を開催(1回/年)する。拠点病院及び地域基幹病院と連携して、各かかりつけ医を中心とした医療提供体制の整備を推進していく。 ② 拠点病院事業(委託)である、アレルギー疾患医療連携体制ネットワーク会議等を通して、引き続き、診療連携体制の構築を図る。	
2-2	第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保	2 専門的な知識及び技能を有する医師その他の医療従事者の育成		疾病対策課	① かかりつけ医が担うアレルギー疾患診療において必要な技能や知識等の習得を推進していくため、拠点病院や医師会等と連携して、医師に対して最新の科学的知見に基づく適切な医療についての情報提供を行うなど講習の機会を確保していきます。 【疾病対策課】 ② アレルギー疾患医療に携わる医療従事者の知識や技能の向上に資する研修を、拠点病院と連携して推進していきます。【疾病対策課】	拠点病院事業(委託)として食物アレルギー診療ネットワーク形成を目的とした研究会を開催。実施に際しては、通知文の発出等を共同で実施。 その他、拠点病院事業(委託)として医師向け研修会を4回開催。	拠点病院事業(委託)として、医師等医療従事者向け研修及び食物アレルギー診療ネットワーク形成を目的とした研究会を開催。	引き続き、拠点病院事業(委託)として、医師等医療従事者向け研修、及び食物アレルギー診療ネットワーク形成を目的とした研究会を開催予定。	病院・診療所を対象としたアレルギー疾患に関する講習会への参加機関連
2-3	第2節 アレルギー疾患医療提供体制の確保	3 医療機関情報の提供		疾病対策課 医療整備課	関係学会等がウェブサイトに掲載しているアレルギー疾患に携わる専門的な知識及び技術を有する医療従事者並びにアレルギー疾患医療に係る提供機関の情報について、ウェブサイト等を通じ、患者やその家族、医療従事者向けに提供していきます。【疾病対策課・医療整備課】	県ホームページの「アレルギー関連情報」の部分で、関係学会等の情報提供を実施。拠点病院の「アレルギー疾患情報サイト」において、アレルギー専門医が在籍する医療機関や、アレルギー疾患地域基幹病院について情報提供。千葉県アレルギー相談センターの啓発資料に、拠点病院の「アレルギー疾患情報サイト」のQRコードを掲載し、県民へ周知。 アレルギー認定専門医在籍や食物経口負荷試験実施可能ななどの医療機関をインターネットを通じてパソコンや携帯電話により簡単に検索できる「ちば医療ナビ」の運営。	県ホームページの「アレルギー関連情報」の部分で、関係学会等の情報提供を実施。拠点病院の「アレルギー疾患情報サイト」において、アレルギー専門医が在籍する医療機関や、アレルギー疾患地域基幹病院について情報提供。千葉県アレルギー相談センターの啓発資料に、拠点病院の「アレルギー疾患情報サイト」のQRコードを掲載し、県民へ周知。 「ちば医療ナビ」を通じて、各医療機関におけるアレルギー専門医の在籍の有無や食物アレルギー負荷検査実施の可否等について情報提供。	引き続き、県ホームページの「アレルギー関連情報」の部分で、関係学会等の情報提供を実施する。及び拠点病院の「アレルギー疾患情報サイト」において、アレルギー専門医が在籍する医療機関や、アレルギー疾患地域基幹病院について情報提供。千葉県アレルギー相談センターの啓発資料に、拠点病院の「アレルギー疾患情報サイト」のQRコードを掲載し、県民へ周知する。 また、ちば医療ナビにおいても、医療機関選択に必要な情報を提供する。	

施策番号	節	具体的施策	項目	担当課	取組の方向性	R1年度の取組結果	R2年度の取組結果	取組結果への対応(2→3年度)	関連数値目標の項目
3-1	第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上	1 アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種への育成		疾病対策課	① 日頃アレルギー疾患を有する者への対応が求められることが多い保健師、助産師、管理栄養士、栄養士、調理師等がアレルギー疾患への対応に関する適切な知見を得られるよう、拠点病院と連携して研修会を開催していきます。【疾病対策課】 ② 国が開催する「リウマチ・アレルギー相談員養成研修会」や、アレルギー関連団体が主催する講習会等への参加による自己研鑽を促すため、各関係機関を通じて広く参加の呼びかけを行っていきます。【疾病対策課】	① 拠点病院事業(委託)として保健師、助産師、管理栄養士等を対象とした研修会を4回/年開催 実施に際しては、会場の選定、借用調整、通知文の発出、研修会当日の運営を共同で実施。 ② 独立行政法人、NPO法人が主催する研修会等について、関係機関宛て周知を実施。	① 拠点病院事業(委託)として保健師、助産師、管理栄養士等を対象とした研修会をWEB配信方式にて開催。 実施に際しては、通知文の作成(連名)、発出を実施。周知にあたっては、関係各課の協力を得た。委託先では、配信動画の準備を行った。 ② 独立行政法人、NPO法人が主催する研修会等について、関係機関宛て周知を実施。	① 拠点病院事業(委託)として引き続き保健師、助産師、管理栄養士等を対象とした研修会をWEB配信方式にて開催する。 ② 独立行政法人、NPO法人が主催する研修会等について、関係機関宛て周知を実施する。	アレルギー疾患に関する相談等に携わる職種への研修会開催
3-2	第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上	2 教育・保育施設におけるアレルギー疾患に対する取り組みの向上		疾病対策課 子育て支援課 学校安全保健課 児童家庭課 障害福祉事業課 健康づくり支援課 衛生指導課	① 職員が食物アレルギー等について正しい知識を習得し、平時からのアレルギー疾患対応や緊急時に備えた体制の確立を図るため、研修会の開催等により支援していきます。【疾病対策課・子育て支援課・学事課・学校安全保健課・児童家庭課・障害福祉事業課】 ② 保育所等において、アレルギー疾患を有する児童が分け隔てなく生活を送ることができるよう、厚生労働省が作成した「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」や「放課後児童クラブ運営指針」等のガイドラインを周知し体制整備を促進します。【子育て支援課・学事課・児童家庭課・障害福祉事業課】 ③ 学校においては、財団法人日本学校保健会が作成した「学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドライン」及び文部科学省が作成した「学校給食における食物アレルギー対応指針」等に基づき、食物アレルギー対応方針やマニュアル等の策定・整備を行うとされていることから、各学校設置者(教育委員会等)、各学校及び各調理場による地域や学校の状況に応じた策定・整備に対して、適切な助言及び指導を行います。 ④ 食物アレルギー対応を行う児童生徒に関する情報について調理員も含めた教職員間で共有し、共通認識のもと、学校給食時のルールの決定や、児童生徒の誤食、症状出現時の緊急時について、具体的・確実に対応できる体制の整備をさらに進めていきます。 【学事課・学校安全保健課】 ⑤ 特に食物アレルギーへの対応が求められる給食施設の関係者に対して、定期的実施している講習会や給食施設指導事業の巡回指導等の機会を活用し、適宜、アレルギー疾患に関する適切な情報提供、助言を実施していきます。【健康づくり支援課・衛生指導課・学校安全保健課】 ⑥ 職員等が、食物アレルギーに関する身近な日常生活上で起こりうる事故及びそれに至る可能性のあった事例を共有し、事故防止の必要性や重要性の認識を深めるため、研修会等を通して「食物アレルギーの誤食&ひやりはっと集」を広く周知していきます。【疾病対策課】	① 拠点病院事業(委託)として学校、保育園、幼稚園、こども園等においてアレルギー疾患体制整備に係る者(管理者、養護教諭、看護師等)を対象とした研修会を4回/年開催。実施に際しては、会場の選定、借用調整、通知文の発出、研修会当日の運営を共同で実施。 ①② 保育士等キャリアアップ研修の専門分野別研修において、食育・アレルギー対応の研修を実施。 ①② 認可外保育施設事故防止対策研修において、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに関する研修を実施。 ① 食物アレルギー対応について「学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいた研修等(県内5地区各1回/年) ① 養護教諭対象の研修において指導を行うとともに、教諭の初任者研修においても指導を実施。 ② 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の開設時に、事業者に対して、運営に関するガイドライン(食物アレルギーに関する記載もあり)を周知。 ② 県ホームページ内に「放課後児童クラブ運営指針」及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」を掲載。 ③ 「学校給食実施状況調査」において、県内市町村の食物アレルギー対応方針等の策定状況を調査。(1回/年) ④ 「学校給食における食中毒発生防止及び食物アレルギー対応連絡会議」を開催(10月) 食物アレルギー対応について、ロールプレイによる研修を行い、校内での実技を伴った研修の実施を依頼。(1回/年) ⑤ 学校や保育所等、食物アレルギーへの対応が求められる給食施設の巡回指導時に、管理栄養士等が食物アレルギーへの対応方法等聞き取りを行い、適宜助言を実施。 ⑥ ①の研修会において、事故防止の必要性や重要性の認識を深めるための情報提供を実施し、参加者に対して緊急時対応の動画DVDを配布。	① 拠点病院事業(委託)として学校、保育園、幼稚園、こども園等においてアレルギー疾患体制整備に係る者(管理者、養護教諭、看護師等)を対象とした研修会を、WEB配信方式により実施した。周知にあたっては、関係各課の協力を得た。 当初は、教育・保育施設、学校等の職員に対する研修会を、千葉県教育庁より依頼されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、開催中止となった。 ① 認可外保育施設等の確保・向上のための研修において、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに関する研修を実施。「食物アレルギー対応について」学校のアレルギー疾患に対する取組ガイドライン」及び「学校給食における食物アレルギー対応指針」に基づいた研修等(県内5地区各1回/年)を実施予定だったがコロナウイルス感染症感染拡大防止の観点から資料配付し、紙面開催とした。 ① 養護教諭対象の研修において指導を行った。また、教諭の初任者研修においては、新型コロナウイルス感染症の流行があり、資料配付にて研修を実施。 ①② 保育士等キャリアアップ研修の専門分野別研修において、食育・アレルギー対応の研修を実施。 ② 認可外保育施設等の確保・向上のための研修において、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに関する研修を実施。 ② 県ホームページ内にて「放課後児童クラブ運営指針」及び「放課後児童クラブ運営指針解説書」を掲載。 ② 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の開設時に、事業者に対して、運営に関するガイドライン(食物アレルギーに関する記載もあり)を周知。 ③ 「学校給食実施状況調査」において、県内市町村の食物アレルギー対応方針等の策定状況を調査。(1回/年) ④ 「学校給食における食中毒発生防止及び食物アレルギー対応連絡会議」を開催(10月)食物アレルギー対応について、校内での研修の実施を依頼した。(1回/年) ⑤ 学校や保育所等、食物アレルギーへの対応が求められる給食施設の巡回指導時に、管理栄養士等が食物アレルギーへの対応方法等聞き取りを行い、適宜助言を実施。 ⑤ 給食施設の監視や講習会を通じ、食物アレルギーに対応した食品の取扱いについて、適切な情報提供、助言を実施。 ⑥ 県ホームページにて周知。	① 引き続き、拠点病院事業(委託)として学校、保育園、幼稚園等においてアレルギー疾患体制整備に係る者(管理者、養護教諭、看護師等)を対象とした研修会をWEB配信方式にて開催する。なお、周知にあたっては、関係各課の協力を得る。 ① 引き続き、養護教諭対象の研修や教諭の初任者研修において指導を行う。 ①② 引き続き保育士等キャリアアップ研修の専門分野別研修において、食育・アレルギー対応の研修を実施する。 ①② 引き続き認可外保育施設等の確保・向上のための研修において、保育所におけるアレルギー対応ガイドラインに関する研修を実施する。 ② 引き続き県ホームページ内に「放課後児童クラブ運営指針」部分を設け、関連する情報を掲載。必要に応じて、時点修正を行う。 ② 児童発達支援及び放課後等デイサービス事業所の開設時に、事業者に対して、運営に関するガイドライン(食物アレルギーに関する記載もあり)を周知する。 ③ 引き続き、「学校給食実施状況調査」において、県内市町村の食物アレルギー対応方針等の策定状況を調査。(1回/年) ④ 「学校給食における食中毒発生防止及び食物アレルギー対応連絡会議」を開催(10月)食物アレルギー対応について、校内での研修の実施を依頼。(1回/年) ⑤ 引き続き、給食施設等の監視を通じて、関係者に対し、情報提供及び助言を行う。 ⑥ 引き続き、県ホームページにて周知していく他、研修会等、機会を通じて、情報提供を実施していく。	○教育・保育施設等へのアレルギー疾患対策に係る研修会開催 ○提出された学校生活管理指導表に基づく個別の取組プランの作成状況 ○緊急時対応マニュアルの整備状況
3-3	第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上	3 教育・保育施設、学校等における緊急時対応の確立		疾病対策課 子育て支援課 学事課 学校安全保健課 児童家庭課 障害福祉事業課 消防課	① アレルギー疾患を有する者がアナフィラキシーを引き起こした際に適切に対応するため、職員のアレルギー疾患に関する知識の習得やエビデンスを正しく扱うことを目的とした実践的な研修を定期的実施するとともに、適切な医療を受けることができるよう、保護者の同意を得た上で、学校生活管理指導表等の情報を地域の消防機関に対して事前に提供するといった医療や消防等の関係機関との連携を市町村関係課や教育委員会等に促していくことにより、緊急時対応の確立を進めていきます。【疾病対策課・子育て支援課・学事課・学校安全保健課・児童家庭課・障害福祉事業課・消防課】 ② 施設が抱えるアレルギー疾患に関する諸問題に対して、拠点病院と連携して、市町村関係課や教育委員会等に対し、医学的見地からの助言、支援を行っていきます。【疾病対策課・子育て支援課・学事課・学校安全保健課・児童家庭課・障害福祉事業課】	①② 拠点病院事業(委託)として学校、保育園、幼稚園、こども園等において緊急時対応の整備に係る者(管理者、養護教諭、看護師等)を対象とした研修会を含む緊急時対応に関する研修会を県内4か所実施 実施に際しては、会場の選定、借用調整、通知文の発出、研修会当日の運営を共同で実施。	①② 拠点病院事業(委託)として学校、保育園、幼稚園、こども園等において緊急時対応の整備に係る者(管理者、養護教諭、看護師等)を対象とした研修会を含む緊急時対応に関する研修会を、WEB配信方式により実施した。周知にあたっては、関係各課の協力を得た。 ①関係機関との情報共有を実施した。	①② 引き続き拠点病院事業(委託)として引き続き、学校、保育園、幼稚園、こども園等において緊急時対応の整備に係る者(管理者、養護教諭、看護師等)を対象とした研修会をWEB配信方式にて開催する。なお、通知文の発出の発出については、関係各課の協力を得る。 ①引き続き関係機関との情報共有等を実施する。	「エビデンス」の取扱いについての演習等を含む実践的な訓練の実施状況
3-4-(	第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上	4 災害時の対応	(1)災害時に備えた備蓄等の推進	疾病対策課 危機管理課 健康づくり支援課	① 一般災害者向けの食糧に加え、乳幼児、高齢者、食物アレルギー疾患患者等の災害時要配慮者向けの食糧について、備蓄や関係事業者との協定による調達により 確保を図る。【危機管理課】 ② 食物アレルギー疾患患者等、個別対応が必要となる災害時要配慮者向けの食糧について、平常時における対象者への食料備蓄の周知や、災害時には、関係機関・団体と連携し食料を確保し、必要な者へ提供できるよう対応を図ります。【危機管理課・健康づくり支援課・疾病対策課】	① 備蓄や関係事業者との協定を活用し、食物アレルギー疾患患者等の災害時要配慮者向けの食糧を確保。 ② (公社)千葉県栄養士会、(公社)日本栄養士会と連携し、食物アレルギー対応食品を備えた特殊栄養食品ステーションの設置が災害時に対応可能となるよう検討し、台風15号による災害に対する取組として実施した。	① 備蓄や関係事業者との協定を活用し、食物アレルギー疾患患者等の災害時要配慮者向けの食糧を確保。 ② (公社)千葉県栄養士会、(公社)日本栄養士会と連携し、特殊栄養食品ステーションの設置及び市町村及び健康福祉センター等関係機関、庁内関係課と連携し本ステーションの活用促進を図るため、災害時保健活動ガイドラインの情報伝達方法の見直しを図った。	① 引き続き、災害時要配慮者向けの食料を備蓄品として確保を図る。 ② 引き続き、(公社)千葉県栄養士会、(公社)日本栄養士会と連携し、特殊栄養食品ステーションの設置及び市町村及び健康福祉センター等関係機関、庁内関係課と連携し本ステーションの活用促進を図る。	
3-4-(	第3節 アレルギー疾患を有する者・家族の生活の質の維持向上	4 災害時の対応	(2)災害時に備えた啓発の推進	疾病対策課 防災政策課	災害時に市町村が開設する避難所を運営する際に、アレルギー疾患を持つ避難者が安心して避難ができるよう、避難所で提供する食料の原材料表示を示した包装や食料を示した献立表を掲示することや、誤食事故防止のための食物アレルギーの対象材料が示されたピブスの活用等を示した「災害時における避難所運営の手引き」を周知し、市町村の避難所運営を支援していきます。 また、日本小児アレルギー学会が作成した「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」や、食物アレルギー疾患患者やその家族に、災害の起きる前の平時に準備すること、災害発生後の避難所での対応について情報提供するため県が策定した「災害時に備えた食物アレルギー疾患対応ガイドライン」を、県ホームページ等を通じて周知していきます。【防災政策課・疾病対策課】	7月8日付内各市町村及び各健康福祉センター宛て、日本小児アレルギー学会作成の「災害派遣医療スタッフ向けアレルギー児対応マニュアル」、「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」及び「アレルギーのこどものために(ポスター)」を配布。 県ホームページ内「災害に備えたアレルギー対策」部分を設け、「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」を掲載。	各市町村及び各健康福祉センター宛て、日本小児アレルギー学会作成の「災害派遣医療スタッフ向けアレルギー児対応マニュアル」、「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」及び「アレルギーのこどものために(ポスター)」を配布。 引き続き、県ホームページ内「災害に備えたアレルギー対策」部分に、「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」を掲載。 市町村との会議等において「災害時における避難所運営の手引き」を周知した。	県内各市町村及び各健康福祉センター宛て、日本小児アレルギー学会作成の「災害派遣医療スタッフ向けアレルギー児対応マニュアル」、「災害時のこどものアレルギー疾患対応パンフレット」及び「アレルギーのこどものために(ポスター)」を配布。 引き続き、県ホームページ内「災害に備えたアレルギー対策」部分を設け、関連する情報を掲載。必要に応じて、時点修正を行う。 市町村との会議等において「災害時における避難所運営の手引き」を周知する。	
4	第4節 アレルギー疾患に係る調査・分析、研究等の成果を活用したアレルギー疾患施策の推進			疾病対策課	拠点病院が実施する、学校現場でのアレルギー疾患対策の状況やアレルギー疾患の地域的特性等、本県におけるアレルギー疾患の実情を継続的に把握するための調査・分析をもとに、アレルギー疾患対策を推進していきます。【疾病対策課】	拠点病院事業(委託)として新生児のスキンケアに関する調査・研究及び重症食物アレルギーの原因食品特定に関する調査・研究を実施。 結果の一部は日本小児アレルギー学会学術集会で報告。	拠点病院事業(委託)として新生児のスキンケアに関する調査・研究及び重症食物アレルギーの原因食品特定に関する調査・研究を実施。	引き続き、拠点病院事業(委託)として調査・分析を実施。 新生児期のスキンケア指導法の変更による生後6ヶ月時の湿疹有病率に関する研究と、県内地域における均てん化に関する調査・研究を予定。	アレルギー疾患の実情や対策に係る調査の実施